

特 記 仕 様 書

業 務 名：栗山地区ほか2発注者支援（積算技術）業務

第1条 本業務にあたっては、「森林整備保全事業に係る発注者支援業務等実施要領」にある発注者支援業務標準仕様書によるほか、本仕様書によるものとする。疑義が生じた場合には、発注者及び当該森林管理署等の職員の指示に従うものとする。

※関東局 HP 参照

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/sekisan-10.pdf>

第2条 本業務にあたっては、関係法規がある場合はこれを遵守すること。

（情報共有システムについて）

第3条 本業務における情報共有システムの実施にあたっては次によるものとする。

- （1）本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。
- （2）情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※林野庁 HP 参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-57.pdf

- （3）受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- （4）費用（登録料及び使用料）は、間接原価に含まれる。

（積算歩掛の扱い）

第4条 本業務の積算は、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）」別紙1積算技術業務標準歩掛を適用。

また、工事区分別の歩掛は、【見積参考歩掛】を暫定適用していることから、各工事毎の稼働実績（半日単位）により精算変更を行うこととする。

なお、稼働実績の取り纏め及び報告様式等については、監督職員と協議の上、決定するものとする。

（旅費交通費等の扱い）

第5条 本業務は、当初設計において、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領

の制定について（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）」の旅費交通費を計上しているが、運転労務及び技術者の基準日額は計上していない。

また、業務内容等の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変更となる場合は、監督職員と協議の上、決定するものとする。

（積算技術業務対象工種について）

第6条 本業務に係る対象工種については、下記に示す3工事箇所それぞれに対応した工種を対象とする。

- ① 地すべり防止工（ボーリング暗渠工 840m）
- ② 溪間工（コンクリート谷止工 1基）
- ③ 山腹工（ロープネット工 1,000m²）

（成果品の部分使用について）

第7条 標準仕様書第1027条及び第2006条に定める「引き渡し前における成果品の部分使用」に関し、当初設計に係る工事発注図面および数量総括表については、本業務の契約締結後、USBライセンスを付与した時点から概ね2週間を目途に取りまとめ、監督職員の確認を受けるものとする。

また、当初設計に係る積算システムへのデータ入力については、本業務の契約締結後、概ね4週間を目途に入力を完了し、監督職員の確認を受けるものとする。

なお、対象工事の変更設計に伴い作成・修正が必要となる各種図面、数量総括表、積算システムへのデータ入力等については、各工事箇所の工事期間を勘案しつつ、工事の進捗状況に応じて時期を逸することのないよう、監督職員と都度協議・確認の上、適切な時期に処理するものとする。

（その他）

第8条

- （1）本業務に係る積算システムへのデータ入力にあたっては、使用する積算システムを示すとともに、ライセンスを貸与する。
- （2）発注者が保有する資料等は、支障の無い範囲で貸与若しくは閲覧する。
- （3）歩掛の調査を行うために、作業日報等の提出を求める場合がある。